

No 5 看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
令和 <u>4</u> 年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱	令和 <u>3</u> 年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱
第1～4条 (略)	第1～4条 (略)
(補助申請)	(補助申請)
第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。	第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。
2 補助対象期間は、令和 <u>4</u> 年4月1日から令和 <u>5</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>5</u> 年3月31日の範囲内とする。	2 補助対象期間は、令和 <u>3</u> 年4月1日から令和 <u>4</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>4</u> 年3月31日の範囲内とする。
第6条～11条 (略)	第6条～11条 (略)
附則	附則
1 この要綱は、令和 <u>4</u> 年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日から施行する。	1 この要綱は、令和 <u>3</u> 年4月1日から施行する。
2 令和 <u>4</u> 年度補助額は、令和 <u>4</u> 年9月を目途に決定する。 決定までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。	2 令和 <u>3</u> 年度補助額は、令和 <u>3</u> 年9月を目途に決定する。 決定までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。
(別表) (略)	(別表) (略)